

2019

図書館要覧



子ども司書によるおはなし会
平成31年1月10日

五所川原市立図書館
伊藤忠吉記念図書館
市浦分館

目 次

1	運営方針と重点	1
2	資料収集方針	2
3	資料除籍基準	4
4	施設概要	6
5	五所川原市立図書館協議会	7
6	蔵書統計	8
7	利用統計	9
8	平成30年度ベストリーダー	10
9	平成30年度受入新聞・雑誌一覧	11
10	平成30年度事業実績	13
11	2019年度事業計画	22
12	沿革	24
13	条例・規則	27

1 運営方針と重点

(1) 基本方針

生涯学習の場を提供するとともに社会の変化に対応する多様な資料・情報を収集して、広く市民の知識と教養を高め、教育・文化の向上と発展に努める。

(2) 重点目標

- ① 市民の生活・仕事・文化・読書活動を支援するサービスと広報の充実
 - ア 市民のライフスタイルや生活環境を豊かにする講習会や資料展示を継続して行う。
 - イ 市民の身近な生活や仕事の課題解決及び文化・読書活動を支援するため、所蔵資料やレファレンスサービス（調べものの手伝い）の周知を図る。
 - ウ 図書館利用が困難な方向けに、個々の事情に沿った読書機会を提供する。
 - エ 図書館の活動やサービスを図書館報やSNS等により積極的に広報する。
- ② 市民の課題解決・読書活動・歴史継承に役立つ資料収集・保存・提供の徹底
 - ア 各世代の、課題解決・読書活動を支える蔵書の充実を図る。
 - イ デジタル化による郷土貴重資料の保存継承に努めるとともに、デジタル資料のインターネット公開により、資料提供の充実を図る。
 - ウ デジタルデータを含む行政資料の収集・保存・提供を徹底する。
- ③ 子どもの読書活動支援の充実
 - ア 市立図書館が窓口となって、学校図書館を活用した学習指導に関する資料提供、通常の読書が困難な子どもへの資料提供を行い、学校図書館の活性化を図る。
 - イ 子ども司書養成講座を開催し、家庭・学校・地域に読書の楽しさ、すばらしさを伝える読書リーダーを育成し、読書推進を図る。
 - ウ 子どもが読書に親しみ読書習慣を身につける機会を提供するおはなし会、工夫を凝らしたイベント・展示を実施するほか、出張貸出・配本により図書館以外の場でも本と触れ合う機会の提供に努める。
 - エ 幼児・児童・生徒の見学やインターンシップを積極的に受け入れ、図書館の機能・役割を知ってもらう機会の提供に努める。
- ④ 行政機関、定住自立圏域及び県内図書館、関係団体との連携促進
 - ア 関連事業等の実施などで連携し、サービスや資料提供をより効果的に行う。
 - イ 圏域図書館連携サービスを広く知ってもらえるようにPRを図る。
 - ウ 他部署との相互連携を図りながら、市の情報・資料を収集し提供に努める。
 - エ 県立図書館や県立大学図書館の資料を積極的に借り受けし、不足しがちな新刊書や専門分野資料の提供に努める。

2 資料収集方針

平成18年1月11日制定
平成26年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正

第1 目的

この資料収集方針は、五所川原市立図書館の資料収集に関して必要な方針及び選定基準を定めることを目的とする。

第2 基本方針

- (1) 図書館は、市民が自らの自由な意思で、教養、調査研究、趣味、余暇活動のために利用する生涯学習の場であるとともに、地域文化の継承と発展、住みよい地域社会の形成、学校教育援助に寄与する場であるため、市民の知的要求に応える多様な資料を備えるものとする。
- (2) 図書館法に基づく公立図書館の役割として、全ての市民の「教養、調査研究、レクリエーション等に資する」ために、市民の資料要求と関心及び地域社会の実情を反映させ、必要な資料及び情報を幅広く計画的に収集するものとする。

第3 収集資料の種類

収集する資料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 図書（一般図書、児童図書、参考図書、大活字図書等）
- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌、地図等）
- (3) 郷土資料（形態を問わず、五所川原市、青森県、太宰治等に関する資料）
- (4) 官公庁出版物（政府諸機関、地方公共団体、公的機関発行の主要なもの）
- (5) 視聴覚資料（CD、DVD等）
- (6) 多様な利用者に対応した資料（録音図書、点字図書、DAISY、布絵本等）
- (7) デジタル化資料（主に保存のために作成するデジタル化郷土資料）
- (8) その他必要と認められる資料

第4 収集方法

購入、寄贈等の方法により収集する。

第5 資料選定の基準

資料選定に当たっては、次の点に注意する。寄贈等資料の選定も、この基準に基づき行う。

- (1) 各分野における基本的資料を広く収集する。
- (2) 社会的評価の高いもの、広く関心を呼んでいるもの、将来的な資料として価値が高く、保存を必要とするものは、積極的に収集する。
- (3) 対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (4) 著者の思想、宗教、党派等の立場にとらわれてその資料を排除することなく、公平で幅広い視野を持って収集する。
- (5) 個人的な関心や好みによる資料の選択を行わない。
- (6) 公序良俗に反するもの、個人のプライバシーを侵すもの、青少年に有害なもの、学習参考書、試験問題集等は収集しない。
- (7) 漫画は、社会的評価と児童への影響などを慎重に検討した上で収集する。

- (8) 郷土資料のうち、五所川原市に関する資料、五所川原市に関わりのある著者の資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、ポスター、地図、写真、CD、DVD等、形式にとらわれず可能な限り収集する。
- (9) 大活字図書及び多様な利用者に対応した資料は、積極的に収集する。
- (10) 学校図書館等の運営を支援するため、読書普及、調べ学習に役立つ資料を収集する。

第6 資料選定の方法

収集する資料の選定は、この方針に基づき、図書館司書による「選書会議」の審議を経て、図書館長が決定する。

第7 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

3 資料除籍基準

平成 18 年 1 月 11 日制定
平成 31 年 4 月 1 日一部改正

第 1 目的

この資料除籍基準は、五所川原市立図書館が所蔵する資料の除籍に関して必要な基準を定めることを目的とする。

第 2 基本方針

- (1) 書架の合理的な利用を図るため、利用価値を失った資料を除籍することで資料の更新を行い、所蔵資料の状態を明確にするとともに、有効で新鮮な蔵書構成を維持する。
- (2) 市民の知的要求に応える多様な蔵書構成を維持するため、資料の除籍を行う。
- (3) 除籍に当たっては、思想、宗教、党派等の立場や関心、好みにより、特定の資料を不当に排除しない。

第 3 除籍の対象資料及び基準

除籍の対象とする資料及び基準は、次のとおりとする。

【亡失、不明資料】

- (1) 利用者が亡失した資料のうち、主に絶版等により同一の品で弁償が不可能となったもの。
- (2) 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず、貸出時から 3 年以上が経過し回収不可能となっているもの。
- (3) 災害その他の不可抗力の事故によるもの。
- (4) 蔵書点検の結果、引き続き 3 回以上所在不明となっているもの。

【汚損、破損資料】

- (5) 汚損、破損等が甚だしく、修理不能又は修理・製本する価値がないもの。
- (6) 利用者が汚損、破損した資料のうち、主に絶版等により同一の品で弁償が不可能となったもの。

【不要資料】

- (7) 学問、技術の進歩又は時間の経過等により、内容の価値が失われているもの。
- (8) 新版、改版等の入手により、資料価値が失われているもの。
- (9) 複本があり、利用が少なく、保存する必要がないと認められるもの。
- (10) 受入れ後 10 年を経た資料で、利用がなくなると認められるもの。
- (11) 新聞・雑誌等の逐次刊行物で、保存年限を経過したもの。

新聞：東奥日報（製本版、縮刷版 CD-ROM・DVD） 永年保存

その他 保存年限 1 年

雑誌：保存年限 1 年

- (12) その他図書館長が特に必要であると認めたもの。

第 4 除籍対象外の資料

次に掲げる資料は、原則として上記【不要資料】の選定対象から除外する。

- (1) 郷土資料
- (2) 参考図書
- (3) 各分野の基礎的な全集類
- (4) 品切れ、絶版等により、入手困難で資料的価値のあるもの。

(5) 類書がない、又は極端に少ないと認められるもの。

(6) その他図書館長が特に必要であると認めたもの

第5 資料除籍の方法

除籍資料の選定は、この基準に基づき図書館司書による「選書会議」の審議を経て図書館長が選定し、教育部長が決定する。

第6 選定資料の取扱い

(1) 選定した資料は、決定までの間、所在を明確にするため、図書館資料管理システムの所蔵状態を「除籍前」に変更し、書庫の所定の場所へ配置するものとする。

(2) 除籍が決定した資料は、それぞれの除籍理由のとおり図書館資料管理システムの所蔵を除籍状態へ変更する。

(3) 全ての除籍資料は、譲渡せず適切に廃棄処分する。

第7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

4 施設概要

名 称 五所川原市立図書館
住 所 五所川原市字栄町119番地
寄贈者 東京ビルディング株式会社
構 造 鉄筋コンクリート（2階）
建築面積 688.65㎡
延床面積 1,161.50㎡
施設内容 1階 一般閲覧室、児童閲覧室、ロビー、書庫、多目的トイレ
2階 閲覧室、視聴覚室、ロビー、事務室
工 期 昭和51年10月～昭和52年3月
開 館 昭和52年7月20日

名 称 伊藤忠吉記念図書館
住 所 五所川原市金木町芦野345番地12
寄贈者 伊藤忠吉
構 造 鉄筋コンクリート（平屋）
延床面積 377.92㎡
施設内容 1階 一般閲覧室、ロビー、書庫
開 館 平成16年10月15日

名 称 市浦分館
住 所 五所川原市相内349番地1
構 造 木造
延床面積 60㎡
施設形態 複合施設
名 称 五所川原市市浦総合支所
開 館 平成17年3月28日

5 五所川原市立図書館協議会

①概要

設置根拠 図書館法第14条第1項、五所川原市立図書館設置条例第5条から第8条

担当事務 図書館法の規定により、五所川原市立図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、五所川原市立図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。

委員構成 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者

委員定数及び任期 15人以内、2年

五所川原市立図書館協議会委員名簿（平成31年4月1日現在）

No.	氏名
1	石岡 勇一
2	大槻 利子
3	尾崎 淳一
4	葛西 彩子
5	楠 美和子
6	坂本 徹
7	櫻井 京子
8	飛嶋 献
9	成田 和子
10	成田 よし子
11	山内 美代子

6 蔵書統計

①年間受入・除籍資料数（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

区分	購入	寄贈	小計	除籍	年度末計
市立図書館	1,745	2,076	3,821	926	2,895
伊藤忠吉記念図書館	48	555	603	54	549
市浦分館	7	147	154	54	100
計	1,800	2,778	4,578	1,034	3,544

②分類別蔵書数（平成31年3月31日現在）

区分	分類											児童	計
	0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学	5 工学	6 産業	7 芸術	8 語学	9 文学			
市立図書館	3,908	2,200	8,770	13,233	3,914	5,137	2,654	7,437	1,367	29,515	27,348	105,483	
伊藤忠吉記念図書館	1,004	869	3,719	1,671	386	711	257	7,761	220	11,683	4,010	32,291	
市浦分館	407	75	819	437	88	128	77	309	47	1,326	1,166	4,879	
計	5,319	3,144	13,308	15,341	4,388	5,976	2,988	15,507	1,634	42,524	32,524	142,653	

③視聴覚資料数（平成31年3月31日現在）

	DVD	CD-ROM	CD	カセットテープ	レコード	ビデオ	加ゆ	トラソフ
市立図書館	269	20	221	10	1	3	1	1
伊藤忠吉記念図書館	85	12	19	1	0	0	0	0
市浦分館	45	4	3	0	0	0	0	0
計	399	36	243	11	1	3	1	1

④蔵書数推移

年度	26	27	28	29	30
市立図書館	104,353	104,459	104,493	102,588	105,483
伊藤忠吉記念図書館	26,523	30,860	31,374	31,742	32,291
市浦分館	5,078	5,138	5,006	4,779	4,879
計	135,954	140,457	140,873	139,109	142,653

7 利用統計（平成30年度実績）

①分類別貸出冊数

分	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	児童	
市立図書館	537 (0.7%)	1,436 (1.9%)	2,625 (3.5%)	2,847 (3.8%)	1,582 (2.1%)	7,027 (9.4%)	1,204 (1.6%)	3,096 (4.1%)	354 (0.5%)	26,665 (35.5%)	27,709 (36.9%)	75,082 (100%)
伊藤忠吉記念 図書館	16 (0.2%)	100 (1.6%)	250 (3.9%)	161 (2.5%)	139 (2.2%)	417 (6.5%)	76 (1.2%)	266 (4.1%)	35 (0.5%)	2,691 (41.8%)	2,294 (35.6%)	6,445 (100%)
市浦分館	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (3.0%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)	5 (1.7%)	1 (0.3%)	207 (69.7%)	67 (22.6%)	297 (100%)
計	553 (0.7%)	1,536 (1.9%)	2,884 (3.5%)	3,011 (3.7%)	1,722 (2.1%)	7,447 (9.1%)	1,281 (1.6%)	3,367 (4.1%)	390 (0.5%)	29,563 (36.1%)	30,070 (36.7%)	81,824 (100%)

②貸出冊数及び貸出者数

区 分	貸 出 冊 数				貸 出 者 数			
	一 般	生 徒	児 童	計	一 般	生 徒	児 童	計
市 立 図 書 館	67,479	1,044	6,559	75,082	13,701	251	1,279	15,231
伊藤忠吉記念図書館	5,620	261	564	6,445	1,434	45	131	1,610
市 浦 分 館	296	1	0	297	178	1	0	179
計	73,395	1,306	7,123	81,824	15,313	297	1,410	17,020

③来館者数及び推移

年 度	26	27	28	29	30
市 立 図 書 館	67,121	69,921	60,601	53,034	54,010
伊藤忠吉記念図書館	3,533	4,192	3,818	3,229	3,139
市 浦 分 館	315	105	71	75	179
計	70,969	74,218	64,490	56,338	57,328

④登録者数

区 分	一 般	生 徒	児 童	計
市 立 図 書 館	8,495	1,289	653	10,437
伊藤忠吉記念図書館	801	196	62	1,059
市 浦 分 館	76	21	2	99
	9,372	1,506	717	11,595

⑤開館日数

区 分	開館日数
市 立 図 書 館	294
伊藤忠吉記念図書館	283
市 浦 分 館	244

⑥その他

予 約	文献複写	参考業務	OPAC 利用 件数 (Web)	OPAC 利用 件数 (館内)	相互貸借 (借受)	相互貸借 (貸出)
3,059	1,541	896	300,858	9,916	997	187

8 平成30年度ベストリーダー

一般書（文学）

順位	書名	著編者名	出版者	分類記号	利用回数
1位	九十歳。何がめでたい	佐藤愛子	小学館	914	29
1位	おらおらでひとりいぐも	若竹千佐子	河出書房新社	913	29
2位	オンナの奥義	阿川佐和子	文藝春秋	914	28
2位	人魚の眠る家	東野圭吾	幻冬舎	913	28
3位	蜜蜂と遠雷	恩田陸	幻冬舎	913	27
3位	ラプラスの魔女	東野圭吾	KADOKAWA	913	27

一般書（文学以外）

順位	書名	著編者名	出版者	分類記号	利用回数
1位	おいしくて大満足！減塩&低カロリー のダイエット鍋	今泉久美	文化学園文化出版局	596	23
1位	人間関係が楽になるアドラーの教 え	岩井俊恵	大和書房	146	23
2位	自分を休ませる練習	矢作直樹	文響社	159	21
2位	女の人間関係はめんどろなのよ	DJ あおい	KADOKAWA	159	21
3位	家事の断捨離 モノが減ると家事 も減る	やましたひでこ	大和書房	590	19

郷土資料

順位	書名	著編者名	出版者	分類記号	利用回数
1位	おかげさまで、注文の多い笹餅屋 です	桑田ミサオ	小学館	289	32
2位	花木荘のひとびと	高森美由紀	集英社	913	21
3位	写真アルバム 五所川原・つが る・西北津軽の昭和		いき出版	251	17
3位	送り火	高橋弘希	文藝春秋	913	17
3位	人生が変わる因果の法則	木村藤子	主婦と生活社	147	17

児童書

順位	書名	著編者名	出版者	分類記号	利用回数
1位	がたんごとんがたんごとん	安西水丸	福音館書店	E	26
2位	だるまさんの	かがくいひろし	フロンズ新社	E	24
3位	おしりたんてい あやうしたんて いじむしょ	トル	ポプラ社	913	22
3位	おしりたんてい かいとう VS た んてい	トル	ポプラ社	913	22
3位	ざんねんないきもの事典 続		高橋書店	480	22

9 平成30年度受入新聞・雑誌一覧

新聞

	新聞名	備考
1	東奥日報	昭和48年1月～原紙製本保存
2	東奥日報 CD-ROM、DVD	平成17年9月～保存
3	朝日新聞	1年保存
4	日刊スポーツ	1年保存
5	日本経済新聞	1年保存
6	毎日新聞	1年保存
7	陸奥新報	1年保存
8	読売新聞	1年保存
9	デーリー東北（寄贈）	1年保存

雑誌

定期購読

	雑誌名	刊行頻度
1	ESSE	月刊
2	オレンジページ	月2回
3	暮しの手帖	隔月刊
4	趣味の園芸	月刊
5	すてきにハンドメイド	月刊
6	文藝春秋	月刊
7	nina's	月刊
8	日経 PC21	月刊
9	ミセス	月刊
10	歴史人	月刊

寄贈

	雑誌名	刊行頻度
1	家の光	月刊
2	AUTO CAMPER	月刊
3	学校図書館	月刊
4	クローバー	季刊
5	健康365	月刊
6	サンキュ!	月刊
7	SCREEN	月刊
8	ダ・ヴィンチ	月刊
9	致知	月刊
10	図書館雑誌	月刊
11	日経 WOMAN	月刊
12	俳句界	月刊
13	BE-PAL	月刊

14	Fishing Cafe	季刊
15	ふい〜らあ	隔月刊
16	武道	月刊
17	フローリスト	月刊
18	MAMOR	月刊
19	みちのく春秋	季刊
20	森下自然医学	月刊
21	リンネル	月刊
22	レコード芸術	月刊

10 平成30年度事業実績

○ 事業・イベント・展示（一般向け）

	<p>五所川原圏域 3 図書館どこでも返却開始 平成 30 年 5 月～ 返却冊数計 3,143 冊</p>
	<p>オリジナルブックバッグ販売開始 平成 30 年 6 月 1 日～ 57 個販売</p>
	<p>太宰治特別展示「太宰へつながる」 伊藤忠吉記念図書館 平成30年6月2日～30日 太宰治と関わりのあった作家、人物等についての所蔵資料を展示・貸出した。</p>
	<p>学校図書館協議会北五支部総会「学校図書館支援について～学校図書館カルテを中心に～」発表 松島小学校 平成 30 年 6 月 28 日</p>



認知症によりそってコーナー設置
五所川原市立図書館
平成 30 年 7 月



野辺地町立図書館・図書館協議会より視察
学校図書館支援、圏域連携について
五所川原市立図書館
平成 30 年 8 月 31 日



太宰ウィーク展示「太宰をたどる～生誕 110
年を前に～」
伊藤忠吉記念図書館
平成 30 年 10 月 12 日～10 月 27 日



「図書館の本でやってみた vol.6 没後 70
年記念 太宰治作品で豆本作りに挑戦！の
巻」
伊藤忠吉記念図書館
平成 30 年 10 月 26 日
2 人参加



「本のリサイクル」
 市立図書館
 平成 30 年 10 月 27 日、28 日、11 月 3 日、
 4 日 105 人 728 冊
 伊藤忠吉記念図書館
 平成 30 年 10 月 27 日～11 月 4 日
 15 人 161 冊
 市浦分館
 11 月 3 日 市浦ふるさとまつり会場



市町村立図書館等提案型研修「関西・中部発
 これが普通の図書館やねん」
 青森県総合社会教育センター
 講師：名古屋市山田図書館 鈴木崇文 氏、
 生駒市図書館 田中渉 氏
 平成 30 年 11 月 9 日
 24 人出席



西北中教研学校図書館部会教科外研究集会講
 話
 つがる市立車力中学校
 平成 30 年 11 月 16 日



上北地方図書館連絡協議会より視察
 学校図書館支援、図書館運営について
 松島小学校、五所川原市立図書館
 平成 30 年 11 月 21 日



五所川原市男女共同参画講演会時（LGBT について）関連図書出張貸出（企画課主催）
五所川原市学習情報センター
平成 30 年 11 月 24 日



映画の日記念・トークイベント&上映会
五所川原市立図書館
平成 30 年 12 月 1 日
あおり映画祭主宰・川嶋大史氏をゲストに招いてのトークイベント&上映会（上映作品「けの汁」）
22 人参加



「平成を振り返る」展示
五所川原市立図書館
平成 31 年 2 月 1 日～28 日



「特別展 青森の災害を振り返り備える」
五所川原市立図書館
平成 31 年 3 月 1 日～24 日



「防災出前トーク」 講師：青森県防災危機管理課 鈴木将也 氏
 五所川原市立図書館
 平成31年3月12日
 30名参加



図書館だより「本古知新」発行
 3号（平成30年4月）、4号（平成30年10月）、5号（平成30年12月）、6号（平成31年3月）



- ・高齢者教室出張貸出 61人、220冊利用
- ・子育てステーション配本 6回
- ・すてっぷ広場・ゆったりーの配本 6回
- ・奥津軽入門講座出張貸出 1回
- ・国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用 8回
- ・国立国会図書館歴史的音源サービス利用 3回
- ・広報ごしょがわら音訳校正 12か月分
- ・五所川原市議会だより音訳 3号分

- ・プライベート音訳 3件
- ・点字講習 18回
- ・点字手紙の墨字訳 5件
- ・資料展示（敬老の日セット、環境月間、男女共同参画週間、立佞武多、ヘルスリテラシーブックフェア、ノーベル医学生理学賞、追悼長部日出雄さん、自殺を防ぐ、映像化作品、世界遺産を知る、サイン本、追悼さくらももこさん）
- ・つがる総合病院へのリサイクル図書提供
- ・市役所返却ボックス返却冊数 120冊（平成30年6月から3階教育委員会カウンターに設置）

○ 事業・イベント・展示（児童・ティーンズ向け）

	<p>子どもフェスティバル（中央公民館主催） 出張貸出 平成30年4月21日</p>
	<p>子どもの読書週間イベント「ぬいぐるみ おとまりかい」 五所川原市立図書館 平成30年4月22日 9人参加</p>
	<p>「おはなし給食」展示（給食センター共催） 平成30年6月8日 「きょうはなんてうんがいんだろう」 宮西達也作に登場する食べ物が給食で提供されるのにあわせて、市立図書館、市内各小中学校図書室での関連図書展示を行った。</p>



「マジカルとしょかん」(かででに参加)
 五所川原市民体育館
 平成30年7月22日

NPO 法人子どもネットワーク・すてっぴが
 主催の「かでで」にて「マジカルとしょ
 かん」を開設、図書の貸出、工作、読み
 聞かせなどで楽しんだ。



霊界図書館
 五所川原市立図書館
 平成30年8月17日、18日
 参加者
 17日中学生以上の部 32人
 18日低学年の部 45人(子ども司書養成
 講座受講生による読み聞かせ)
 18日高学年の部 70人 計 147人



講談社本とあそぼう全国訪問おはなし隊
 五所川原市立図書館
 平成30年9月16日
 30人参加



あおもり冬の読書週間
 「図書館の本でやってみた! vol.7 パソ
 コンを分解組み立てしてみよう」
 講師: 教育総務課 主任 高山允伸 氏
 五所川原市立図書館
 平成31年1月5日
 10名参加



「第3期五所川原子ども司書養成講座」
平成30年6月から全10講座開催

第3期五所川原子ども司書7人誕生



第1・2期五所川原子ども司書の活動

こどもの読書週間の展示
カウンターのお仕事
本の装備・登録
子ども司書おはなし会



インターンシップ・見学受入

(栄小、南小、金木小、一中、三中、五
工高、五一高、中里高校、木造高校、明
の星短大、ひまわり幼稚園、松島団地子
ども園)

12団体 79名受入



出張貸出(エンゼルひろば、子育て支援
センター、よみきかせフェア、かでで)
94人 422冊利用



学校図書館支援

学校図書館カルテ作成
 学校図書館購入図書分類・発注・装備・配架
 希望校へ配本
 学習テーマごとの配本
 適応教室配本
 その他相談受付



五所川原おはなし「ぼぼんた」によるおはなし会（毎月第3土曜日 8月・1月を除く）
 五所川原市立図書館
 3月で199回の開催となった。
 10回開催



だっこでいっしょおはなし会（毎月第2土曜日）
 五所川原市立図書館
 12回開催 74人参加

- ・児童・ティーンズ向け資料展示（かこさとしさんありがとう、国語の教科書にのっている本、日本絵本賞&絵本屋さん大賞、夏休み宿題応援コーナー、図書館クイズ、ぐりとぐらのつぎは・・・、オリンピック・いろいろなくに、試験勉強を頑張っている君へ、新生活、小学生・中学生・高校生が書いた本）

11 2019年度事業計画

月	事業名	期 日	開 催 場 所
通 年	五所川原おはなしぼぼんたのおはなし会	毎月第3土曜日 (8、1月を除く)	五所川原市立図書館
	「だっこでいっしょおはなし会」(職員による)	毎月第2土曜日	五所川原市立図書館
	ロビーテーマ展示	年10回程度	五所川原市立図書館
	インターンシップ・体験学習・見学受入	随時	五所川原市立図書館・ 伊藤忠吉記念図書館
	エンゼルひろば出張貸出	月1回	五所川原市中央公民館
	子育て支援センター出張貸出	月1回	みどりの風こども園か なぎ・あとむ
	北辰大学出張貸出	大学開催時	五所川原市中央公民館
	配本(こども園あとむ、市浦学童、適応教室、 ゆったりーの、すてっぴ広場、子育てステーション)	随時	
	学校図書館支援	随時	市内全小中学校
	郷土資料デジタルアーカイブ公開	随時	当館ホームページ
	活字による読書が困難な方へのサービス (バリアフリーサービス)	随時	五所川原市立図書館・ 伊藤忠吉記念図書館
	2019年度五所川原市子ども司書養成講座	7、8月	五所川原市立図書館、青 森県立・青森市民・青森 県立保健大学附属図書 館
	図書館だより「本古知新」発行	6,9,12,3月	
	協力用図書借り受け(約7,000冊/年)	4,6,8,10,12,2, 3月	青森県立図書館
	五所川原圏域定住自立圏図書館ワーキング	年2回	圏域内図書館
	鶴田町学校図書館整備支援	年度内	鶴田町内小学校
	施設整備事業(屋外キュービクル更新工事)	9月までに完了	五所川原市立図書館
4	公立図書館長・公民館長会議	24日	青森県立図書館
5	五所川原市立図書館協議会	21日	五所川原市立図書館
	青森県立図書館事業等担当者会議	22日	青森県立図書館
	全国の図書館で太宰治資料展	~7月	全国の協賛図書館
	DAZAI スタンプラリー	25日~8月25 日	マディニー、伊藤忠吉記 念図書館
6	北日本図書館大会(圏域連携について事例発表)	27日~28日	青森県総合社会教育セ ンター
	学校図書館協議会北五支部総会	未定	未定
7	青森県高等学校図書委員研修大会(講師)	17日	青森県総合社会教育セ ンター

7	図書館の本でやってみた！vol.9 しかけつき貯金箱をつくろう」	27日	五所川原市立図書館
9	市町村立図書館等職員研修（テーマ別研修本の修理）	4日	青森県立図書館
10	ライブラリフレッシュ音読講座	未定	五所川原市立図書館
	青森県小学校学校図書館研究大会西北大会研究授業	4日	柏小学校
	青森県高等学校教育研究会図書館部会中弘南黒地区図書委員研修会（講師）	10日	弘前南高等学校
11	青森県学校図書館シンポジウム	8日	青森県総合社会教育センター
12	蔵書点検	16日～19日	3館
1	食に関する展示と栄養士による講座	未定	五所川原市立図書館

13 沿革

<五所川原市立図書館>

昭和41年	4月	1日	五所川原市立図書館創立（蔵書数約2,700冊）
昭和48年			ロータリークラブ、婦人会、農協、医師会、商工会議所、公民館分館等民間の文化団体を網羅した献本運動実行委員会を組織し書籍集めを開始
昭和49年	1月		第1回献本運動開始
	12月		第2回献本運動実施
昭和51年	10月		五所川原市立図書館建設着工
昭和52年	7月	1日	五所川原市立図書館竣工
昭和52年	7月	20日	五所川原市立図書館開館
昭和54年			ライオンズクラブ15周年記念事業の一環としてレリーフ巧芸画百点寄贈。ライオンズギャラリー開設
昭和55年	9月		レリーフ巧芸画のうち44点を中央公民館へ移管
昭和56年	11月		身体障害者への配本サービス開始
平成3年			読書週間の展示開始
平成4年			本のリサイクル開始
平成8年	3月		青森県図書館情報ネットワークシステム稼動
平成9年	6月		市内小学校（希望校へ年2回）配本開始
	7月		レリーフ巧芸画のうち3点を秘書室へ移管
平成10年	2月		図書館大規模改造事業（書庫改造2階床80㎡増床、窓枠等改修工事、身体障害者用トイレ設置）。
	12月		図書館大規模改造事業（暖房改修、冷房設置工事、ブラインド取付）
	12月		はるにれ文庫（心を癒す本コーナー）新設
平成11年			図書館電算化に向け準備作業（バーコード貼付等）開始
平成13年			緊急地域雇用創出対策事業により図書館総合情報システム事業に着手
平成14年	4月		冬時間廃止及び開館時間を延長
平成15年	2月		五所川原市役所公式ホームページ開設に伴い、図書館の施設案内及び新着図書等の紹介を開始
	4月		一部祝日開館（祝日を含む三連休時）の開始
平成16年			利用者用インターネット端末設置
平成17年	3月	28日	五所川原市、金木町、市浦村三市町村合併により、五所川原市立図書館に、伊藤忠吉記念図書館と市浦分館を設置
平成18年	2月		CD-ROM閲覧端末設置
平成18年	4月		マタニティ教室出張貸出開始
平成19年	3月	6日	図書館総合情報システム稼動（3館館内業務、ホームページ開設）
	5月		中学校配本開始

	7月18日	Web予約開始（パソコン、携帯電話）
平成20年	4月	乳幼児健診（1歳6か月児）出張貸出開始
	11月	エンゼル相談出張貸出（五所川原・金木）開始 利用者用インターネット端末（1台）歴史民俗資料館より移設
平成21年	1月	エンゼル相談出張貸出（市浦）開始
	3月	アスベスト除去工事
	4月	ホームページトップページ等大幅リニューアル
	4月	乳幼児健診（3歳児に変更）出張貸出開始
	5月	高齢者大学（北辰、ひばの樹、寿）出張貸出開始
	5月	学校図書室整備相談受付開始（中央小、栄小）
	6月	保育所・幼稚園配本試行
	10月	産業まつり初出張貸出 屋上防水改修工事実施 学校図書室図書装備講習初開催（栄小）
	11月	ごしょがわらおはなしフェスティバル初出張貸出 ティーンズコーナー新設
平成22年	7月	「かでで」初参加
平成23年	4月	資料及び目録整備事業（緊急雇用創出対策事業）実施
～24年	3月	図書館環境整備事業（トイレ修繕、外壁工事、館内外修繕、書架等備品購入、貴重資料デジタル化、図書館システム更新3月16日稼動）実施
平成23年1	1月	広報ごしょがわらデジタル化事業（緊急雇用創出対策事業）実施
～24年	3月	
	3月16日	ホームページリニューアル
平成24年	4月	対面朗読開始
平成25年	4月	平成25年度子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰受賞
平成25年	6月	だっこでいっしょおはなし会の開催（新規）（毎月第2土曜日午前10：30から）
	6月	津軽のむがしっこをきこうの開催（新規）（毎月第4土曜日午前10：30から）（「ゆきん子」によるボランティア）
	6月	「五所川原市の地名」刊行事業開始（新規）
平成26年	4月 1日	図書貸出冊数8冊までに増加。雑誌予約可能。
平成26年	5月20日	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス提供開始
平成26年	6月20日	新着メール配信サービス開始
平成26年	7月25日	国立国会図書館歴史的音源配信提供開始
平成27年	1月15日	Facebook 公式ページ開始
平成27年	2月25日	「五所川原市合併10周年記念五所川原市の地名」発行
平成27年	4月 1日	図書貸出冊数10冊までに増加
平成27年	9月15日	国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス送信館として承認

平成27年 9月 ～28年 3月	バリアフリー化事業（点字ブロック設置、玄関と館内階段に手すり設置、正面玄関にインターホン設置、ドア及び開架室ドア改修、多目的トイレ便座改修、車椅子用テーブル、音声図書再生機、朗読CD等音声資料、大活字本、点字本、布絵本、デイジー図書等購入）実施
平成28年 7月29日	五所川原圏域定住自立圏内図書館等士での青森県内図書館共通利用券提示の廃止（身分証明書だけで貸出可能）
平成28年 6月～12月	子ども司書養成講座開講 第1期五所川原子ども司書10名誕生
平成29年 4月	図書館だより「本古知新」創刊
平成29年10月27日	図書館システム更新（クラウド型システム）
平成29年11月 7日	新ホームページ公開
平成29年 6月～12月	子ども司書養成講座開講 第2期五所川原子ども司書8名誕生
平成30年 3月	市内全小中学校図書館システム稼働（スタンドアロン）
平成30年 5月 1日	五所川原圏域定住自立圏内3図書館「どこでも返却」開始
平成30年 6月 1日	図書館オリジナルブックバッグ販売開始
平成30年 6月～12月	子ども司書養成講座開講 第3期五所川原子ども司書7名誕生
平成31年 3月	五所川原市立図書館デジタルアーカイブ公開

<伊藤忠吉記念図書館>

平成16年10月 1日	伊藤忠吉記念図書館創設
平成16年10月15日	伊藤忠吉記念図書館開館
平成17年 3月28日	市町村合併により分館となる

<市浦分館>

平成17年 3月28日	五所川原市立図書館市浦分館創立（市浦庁舎内）
-------------	------------------------

14 条例・規則

○五所川原市立図書館設置条例

平成17年3月28日五所川原市条例第89号

改正

平成17年9月30日五所川原市条例第216号

平成24年3月16日五所川原市条例第10号

平成29年3月21日五所川原市条例第5号

五所川原市立図書館設置条例

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、五所川原市立図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 五所川原市立図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
五所川原市立図書館	五所川原市字栄町119番地

(分館)

第3条 五所川原市立図書館(以下「図書館」という。)に分館を置き、名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊藤忠吉記念図書館	五所川原市金木町芦野345番地12
五所川原市立図書館市浦分館	五所川原市相内349番地1

(職員)

第4条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第5条 法第14条第1項の規定に基づき、五所川原市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

第6条 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

2 協議会の委員の定数は15人以内とし、その任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の任命を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 協議会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成17年9月30日五所川原市条例第216号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月16日五所川原市条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日五所川原市条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

○五所川原市立図書館設置条例施行規則

平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第22号

改正

平成17年9月30日五所川原市教育委員会規則第41号

平成24年11月22日五所川原市教育委員会規則第3号

平成27年5月21日五所川原市教育委員会規則第3号

平成29年3月29日五所川原市教育委員会規則第6号

五所川原市立図書館設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五所川原市立図書館設置条例（平成17年五所川原市条例第89号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、五所川原市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、郷土資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (2) 図書館資料利用のための調査、相談に関すること。
- (3) 他の図書館等と協力し、図書館資料の相互貸借に関すること。
- (4) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の開催及び奨励に関すること。
- (5) 図書館協議会に関すること。
- (6) 読書団体の育成及び活動支援に関すること。
- (7) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のため必要な事業に関すること。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

名称	開館時間
五所川原市立図書館	午前9時30分から午後6時まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び次条第2項の規定による臨時に開館する日は、午前9時30分から午後5時まで）
伊藤忠吉記念図書館	午前9時30分から午後5時まで
五所川原市立図書館市浦分館	午前9時30分から午後5時まで

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 五所川原市立図書館

ア 月曜日（その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

ウ 図書整理日（毎月第3木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）

エ 蔵書点検期間（同一年度内の10日間以内とし、館長が定める日）

(2) 伊藤忠吉記念図書館

ア 休日

イ 月曜日

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで

エ 図書整理日（毎月第3木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）

オ 蔵書点検期間（同一年度内の10日間以内とし、館長が定める日）

(3) 五所川原市立図書館市浦分館

ア 休日

イ 日曜日及び土曜日

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(利用の制限)

第5条 館長は、図書館を利用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の利用者に著しく迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理運営上支障があると認めるとき。

(館内利用)

第6条 図書館内で図書館資料を利用しようとする者は、所定の場所において自由に閲覧することができる。

2 閲覧済の図書館資料は、速やかに所定の書架に返納しなければならない。

3 特別に保管する図書館資料は、職員に申し出て利用することができる。

(館外利用者の範囲)

第7条 図書館資料の館外貸出し(以下「館外貸出」という。)を受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に通勤し、又は通学する者
- (3) 五所川原圏域定住自立圏内に居住する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が特に認める者

2 館長は、前項各号に掲げる者のほか、市内の地域団体、読書会、事業所その他館長が適当と認める団体(以下「団体」という。)に館外貸出を行うことができる。

(館外貸出の手続)

第8条 館外貸出を受けようとする者は、貸出券交付申込書(様式第1号)に本人であることを証明する書類を添えて館長に提出し、貸出券の交付を受けなければならない。

2 貸出券を紛失し、又は記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

3 貸出券は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(貸出数及び貸出期間)

第9条 1人が同時に館外貸出を受けることができる貸出数は、次の表の左欄に掲げる図書館資料の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める冊数又は本数までとする。

図書館資料の種類	冊数又は本数
本	10冊以内
雑誌	3冊以内
視聴覚資料	2本以内
デジタル資料	5本以内

2 貸出期間は15日以内とする。ただし、当該期間内に申出があったときは、7日を限度として期間を延長することができる(他の利用者からその図書館資料について第13条第1項に規定する予約があった場合を除く。)

(図書館資料の返却)

第10条 館外貸出された図書館資料は、条例第2条の五所川原市立図書館(以下「本館」という。)又は条例第3条の図書館の分館のいずれにおいても返却することができる。

2 第3条に規定する開館時間以外の時間又は第4条に規定する休館日(以下「閉館時」という。)に図書館資料(視聴覚資料及びデジタル資料を除く。)を返却しようとする者は、閉館時専用返却口(以下「返却ポスト」という。)を利用することができる。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第3号に掲げる事業により借り受けた図書館資料については、返却ポストを利用することができない。

4 返却ポストは、本館及び伊藤忠吉記念図書館に設置する。

(団体の館外貸出)

第11条 館外貸出を受けようとする団体は、団体貸出登録申込書(様式第2号)を館長に提出し、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 1 団体が同時に館外貸出を受けることができる貸出数は、次の表の左欄に掲げる図書館資料の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める冊数までとする。

図書館資料の種類	冊数
本	300冊以内
大型紙芝居	5冊以内

3 前項の館外貸出における貸出期間は、本は2か月以内、大型紙芝居は15日以内とする。ただし、当該期間内に申出があったときは、7日を限度として期間を延長することができる（他の利用者からその図書館資料について第13条第1項に規定する予約があった場合を除く。）。

（団体の図書館資料の返却）

第12条 団体の館外貸出された図書館資料の返却については、第10条第1項の規定を準用する。

（図書館資料の予約等）

第13条 第6条に規定する図書館内での図書館資料の利用又は館外貸出（以下「利用等」という。）を希望するもの（以下「利用等希望者等」という。）が、利用等を希望する図書館資料が既に他の利用者によって利用等されている場合は、その図書館資料の利用等について予約することができる。

2 利用等希望者等は、利用等を希望する図書館資料が、当該利用等希望者等が利用等を希望する図書館とは別の図書館にある場合は、当該図書館資料の取り寄せを要望することができる。

3 第7条第1項第1号及び第2号に掲げる者は、利用等を希望する図書館資料を図書館が保有していない場合は、当該図書館資料を第2条第3号に掲げる事業により借り受けるよう要望することができる。

4 第1項の規定により予約することができる図書館資料については、次の表の左欄に掲げる図書館資料の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める冊数又は本数までとする。

図書館資料の種類	冊数又は本数
本	5冊以内
雑誌	3冊以内
視聴覚資料	2本以内

5 第2項に規定する図書館資料の取り寄せ及び第3項に規定する図書館資料の借り受けの要望を行うことができる図書館資料の種類は、本に限るものとし、その冊数は5冊以内とする。

（館外貸出の制限）

第14条 貴重図書、辞書、郷土資料その他館長が特に指定する図書館資料は館外貸出を行わない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（図書館資料の複写）

第15条 図書館資料を複写しようとする者は、複写申込書（様式第3号）を提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する複写の料金は、1枚につき10円とする。ただし、カラーによる複写の料金は、1枚につき50円とする。

(損害の弁償)

第16条 利用者は、図書館資料を紛失し、又は汚損若しくは破損したときは、図書館資料紛失等届(様式第4号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の届出があったときは、本人又はその保護者に対して現品又は相当の代価をもって弁償させることができる。

3 館長は、前項の規定により弁償した者に対し、図書館資料受領通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(寄贈)

第17条 図書館は、資料の寄贈を受け、図書館サービスの利用に供することができる。

2 図書館に資料を寄贈しようとするものは、寄贈申込書(様式第6号)により行うものとする。

3 館長は、前項の規定により寄贈したのものに対し、寄贈資料受領書(様式第7号)により通知するものとする。

4 館長は、資料の寄贈を希望する意思表示があり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前2項の規定にかかわらず、資料の寄贈を受けたものとみなすことができる。

(1) 寄贈者が、寄贈申込書による申込みを拒んだとき。

(2) 寄贈者を確知することができないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、館長が特別な理由があると認めるとき。

5 寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成17年9月30日五所川原市教委規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年11月22日五所川原市教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年5月21日五所川原市教委規則第3号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日五所川原市教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

図書館要覧2019

編集・発行 五所川原市立図書館

発行日 令和元年7月19日

ホームページ <http://www.city.goshogawara.lg.jp/lib/>

〒037-0046 青森県五所川原市字栄町 119 番地

電話 0173-34-4334 FAX 0173-34-3256

メール tosyokan@city.goshogawara.lg.jp